

「幼児教育推進指針改訂(案)」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

- 募集期間：平成30年11月16日(金曜日)14時から平成30年12月17日(月曜日)24時
- 募集方法：郵便、ファクシミリ、電子申請
- 提出人数・意見数：8名から計9件(うち意見の公表を望まないもの2件)のご意見をいただきました。

いただいたご意見に対する大阪府の考えは以下のとおりです。

(意見等は、募集の趣旨を踏まえ、基本的に原文のまま掲載していますが、個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しています。)

No	意見	大阪府の考え方
1	<p>2. 推進のための具体的方策 [1]幼稚園・保育所等の教育機能の充実 (1)教育・保育内容の充実 キ)自己評価等と情報提供の推進</p> <p>・文部科学省「幼稚園における、学校評価ガイドライン」では、幼稚園における評価の方法として、「自己評価」にあわせ、「学校関係者評価」が示されている。本改訂案においても、この「学校関係者評価」の視点の記載が必要と考えます。</p>	<p>本指針においては、「さらに、学校関係者評価の実施とその結果の公表・説明により、幼稚園・保育所・認定こども園と家庭・地域の連携協力による園づくりを進めることが望まれる。」と学校関係者評価の視点を記載しております。</p>
2	<p>2. 推進のための具体的方策 [1]幼稚園・保育所等の教育機能の充実 (2)発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実 ウ)幼稚園における預かり保育の充実</p> <p>・幼稚園児の保護者は、就労状況をはじめ、さまざまな事情により幼稚園における預かり保育を活用している。幼稚園においては、そのような保護者のニーズに応えていくことが求められている。このため、「保護者ニーズに応える」との記載が必要と考えます。</p>	<p>様々な保護者のニーズがあり、中でも就労状況を背景として、預かり保育が待機児童の抑制に貢献しているところ。ご意見の趣旨を踏まえた内容を盛り込む方向で検討していきます。</p>
3	<p>幼児教育推進指針改訂(案)には、豊かな人権感覚を養うこと、その基礎となる自己肯定感を高める取り組みの必要性。ニーズに応じたきめ細かい支援や外国にルーツのある子どもの支援などこれまで同和保育実践で大切にしてきたものが多く含まれています。</p> <p>推進指針改訂(案)に実践していくためには、これまで同和保育が大切にしてきたものを今後も継承していく必要があるかと思えます。</p> <p>子どもの課題はその子の生活背景や地域の課題が大きく関わっている場合が多い。保育園、幼稚園、子ども園、その先につながる小中学校がそうした視点をもって社会の課題と子どもたちの課題をつなげて考えていく必要があるかと思えます。</p>	<p>本指針では、従来より人権保育(同和保育)で大切にしてきた理念及び内容を盛り込み作成しています。今後も継承していくことが大切であると考えています。</p>
4	<p>男女共生の観点をしっかり入れてほしいです。小学校入学時から男の子は～女の子は～という価値観があるので、そういうことをなくしてほしい。そのために、保育の現場でも不必要な男女分けをやめて、男の子はこっちにとか女の子集まってなどの声かけもやめてほしいです。そうやってジェンダーへのステレオタイプをなくして行ってほしいです。反偏見(偏見、きめつけをなくす)の力をつけるようにして行ってほしいです。</p>	<p>男女平等の視点や様々な人権問題について、解決に向けて取組むことは非常に重要なことと考えております。ご意見の趣旨や大阪府「人権教育推進プラン」の内容を踏まえて検討してまいります。</p>
5	<p>幼児教育推進指針改訂にあたり、人権保育の観点を入れ、子どもの権利が保障された保育、教育をより一層進めていくことが望まれる。部落差別解消推進法が施行され、小中学校で互いの権利を守る、人権教育が進められている。幼稚園においても個が大切にされ、子どもの人権意識を育てる人権保育の観点を改訂に入れるべきである。部落差別解消推進法ができ、この改訂にどう反映されているのかを明記されたい。</p>	<p>人権保育の観点で教育・保育が行われることは、非常に重要なことと考えております。ご意見の趣旨や大阪府「人権教育推進プラン」の内容を踏まえて検討してまいります。</p>
6	<p>障害のある子もない子と同じ場所で同じ内容で過ごすことができること 市内の小中学校と同じ方向を向いて人権教育を行うこと。 できれば市内の人権協などに加盟して就学前からとりくみをつくっていきけるように環境を整えてほしい。</p>	<p>地域で支援教育や人権教育を進めることは非常に重要なことと考えております。ご意見の趣旨や大阪府「人権教育推進プラン」の内容を踏まえて検討してまいります。</p>
7	<p>基本理念にあるように、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、家庭と幼稚園・保育所・認定こども園、その他保育や子育て支援に関わる機関及び団体と密接な連携を・協力を図ることが重要だと思う。</p> <p>しかし、「(2)家庭・地域における教育力の向上」に述べられているように、約7割の保護者が家庭教育(子育て)に不安や負担感を感じているらしい。その背景には、社会の急激な変化等による地域における人間関係の希薄化や家庭教育力の低下があるということだが、これは非常に深刻な問題だと思う。いろいろな機関と連携をとったり、研修会や相談会を行うなどと書かれているが、もっと根本的なことに目を向けるべきではないだろうか。</p> <p>たとえば、「食に関する取組み」のところでは、「保護者が「食」の重要性を理解し、食事を作ることや、子どもと一緒に食べることに喜びを持てるよう……」とあるが、保護者が多忙なため、食事を作るところか一緒に食べられない家庭が多いのではないかと思う。また、「(4)教育・保育を受ける権利の保障」のところでは、児童虐待や貧困問題について書かれている。児童虐待の背景の一因として、貧困や保護者の社会的孤立などがあげられ、そのため貧困対策が重要だと書かれているように、今日貧困が深刻な問題になっている。虐待の問題だけではなく、教育の機会均等さえ、危ぶまれていると思う。</p> <p>まずは保護者の多忙、貧困などの解決から取り組むべきだと思う。子育てに関するいろいろな体制を整えるのも重要だが、保護者がそういう機関に頼ったり、相談に行く時間さえないようでは、せつかくのものが無意味だと思ってしまうので、まずは、保護者がどうしたら時間に余裕をもって生活できるのか、貧困はどうしたらなくなるのか、ということから考えてほしい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の取組みを進めていくうえで、参考とさせていただきます。</p>